

氏名 _____

令和7年7月2日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・特別区武三交通圏)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和7年7月2日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・特別区武三交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和7年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
- 2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことが規定されています。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎事業年度の経過後百日以内に提出しなければなりません。
- 4 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
- 5 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、踏切を通過するときは、変速装置を操作してはいけません。
- 6 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。

- 7 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、タクシー乗り場の数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
- 8 個人タクシー事業者が、営業区域外から旅客2名を乗車させ、運送引受け時の契約どおり、運送途中、営業区域外で旅客1名が下車しその後残った旅客を営業区域内まで運送したが、この行為は道路運送法違反ではありません。
- 9 道路運送車両法は、自動車の所有権の公証を目的の一つとしています。
- 10 迎車又は無線待機の場合、タクシー運転者は「回送板」を掲出しなければなりません。
- 11 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客から収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによることが規定されています。
- 12 個人タクシー事業者が旅客を運送中に事故に遭遇し旅客が負傷した場合、事故の過失の度合いによって旅客を保護する責任は免れます。
- 13 個人タクシー事業者は、原則として、タクシーに応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシーを旅客の運送の用に供することはできません。
- 14 一般乗用旅客自動車運送事業のサービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とされています。
- 15 個人タクシー事業者は、事業計画に従わずにその業務を行ったときには、事業計画に従い業務を行うべきことの命令を受けることがあります。
- 16 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。

- 1 7 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置しようとするときは、あらかじめ当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。
- 1 8 個人タクシー事業者は、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しをすることができます。
- 1 9 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーは、1 月ごとに 1 回点検を実施すればよいこととなっています。
- 2 0 登録自動車の所有者は、当該登録自動車が増失したときには、永久抹消登録の申請をしなければなりません。
- 2 1 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。
- 2 2 個人タクシー事業者に限っては、許可の取消処分を受けた場合であっても、1 8 0 日間事業を休止すれば、その後、事業を再開することができます。
- 2 3 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。
- 2 4 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により、当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 2 5 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
- 2 6 個人タクシー事業者は、その使用する自動車について転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故があった場合には、自動車事故報告規則の規定に基づき、3 0 日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって 4 8 時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。

- 2 7 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則として、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
- 2 8 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。
- 2 9 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車に故障により使用できなくなった場合、一時的にでも自家用自動車を使用して事業を行うことはできません。
- 3 0 タクシー業務適正化特別措置法に規定する適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）から、適正化業務の経費に充てるための負担金の納付に係る通知を受けた個人タクシー事業者は、当該負担金を納付しなければなりません。
- 3 1 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
- 3 2 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。
- 3 3 整備工場への運行等、旅客の運送を目的としない場合には、年齢、運転の経歴その他政令に定める要件を備えた者でなくてもタクシーを運転することができます。
- 3 4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、300グラムのマッチをタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
- 3 5 個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を業務記録に記録しなければなりません。
- 3 6 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わることが規定されています。

- 3 7 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供することはできません。
- 3 8 個人タクシー事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。
- 3 9 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」又は個人タクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。
- 4 0 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であつて、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の（４１）又は事業の（４１）を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による（４２）を国土交通大臣に（４３）し、又は当該事業用自動車の同法による（４４）及びその封印を取り外した上、その（４４）について国土交通大臣の（４５）を受けるべきことを命ずることができる。

２項以下省略

ア 通告	イ 返納	ウ 登録事項等証明
エ 押収	オ 休止	カ 自動車検査証
キ 領置	ク 自動車登録番号標	ケ 停止
コ 検査標章		

**令和7年7月2日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・特別区武三交通圏) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	× 運1	2	○ 輸44	3	× 報告2	4	× 運7	5	○ 輸50
6	× 輸3	7	× 特2-2	8	○ 運20	9	○ 車1	10	× 輸50
11	○ 約款5	12	× 輸19	13	○ 輸43	14	○ 運賃制度	15	○ 運16
16	× 運施5	17	○ 特施44	18	× 運10	19	× 点検別表	20	○ 車15
21	○ 輸50	22	× 運40	23	× 特施34	24	○ 運19	25	× 約款5
26	× 事故2+3+4	27	○ 運14	28	○ 期限更新	29	○ 運78	30	○ 特37
31	○ 輸2	32	× 運施6	33	○ 運25	34	× 輸13+52	35	× 輸25
36	○ 約款7	37	○ 車66	38	× 輸26-2	39	× 特施29	40	× 運3

II

41	ケ	42	力	43	イ	44	ク	45	キ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 新型設問はありません。句読点の違いは既出扱いです。